

銚子市芦崎終末処理場等包括的
維持管理業務受託者募集要領

令和元年 1 1 月

銚子市都市整備課下水道室

1 目的・趣旨

銚子市芦崎終末処理場等の施設の運転管理、保守点検、薬品等のユーティリティ調達及び一部修繕等を含む維持管理を的確かつ効果的に行なうため、ノウハウを有する者に維持管理業務を包括的に委託することを目的とする。

本募集要領は、銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務（以下、「本業務」という。）の受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）による応募についての手続き等を定めたものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務

(2) 委託業務箇所

千葉県銚子市芦崎町 1102 番地ほか

(3) 委託履行期間

本業務の委託契約履行期間：契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

運転管理等の業務期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

業務準備期間：契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

ただし、業務準備期間に要する経費は、受託者負担とする。

(4) 委託対象施設

対象施設及びその施設の概要は、別に配布する「銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）別表1-1～5による。なお、新規稼働設備も対象施設に含まれる。

(5) 委託対象業務

委託業務の範囲の内容は次のとおりとし、詳細は別に配布する「銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務一般仕様書」（以下、「仕様書」という。）及び特記仕様書に示すものとする。

ア 運転操作監視業務

イ 保守点検・整備業務

ウ 修繕業務（修繕計画に挙げるもの。）

エ 水質試験・汚泥性状分析業務

オ 対象施設の保安・防火業務

カ 対象施設及び敷地内の清掃・草刈等

キ 物品等の調達及び管理業務

ク 維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力

ケ 施設見学者対応業務

コ 災害時等の対応・臨機の措置

サ 施設保全管理業務

シ 委託者等への報告等の事務業務

ス その他、委託者と受託者との協議等により実施する業務

(6) その他

業務の詳細については、仕様書及び特記仕様書による。

3 参加資格条件

本プロポーザルに応募できる者は、以下に掲げる条件を全て満たす単独事業者とする。

- (1) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の類似施設において、過去5年以内（平成27年4月1日以降において業務履行中であること。）に継続して2年以上の維持管理の受託実績があること。
(単年度契約を継続している場合、複数年度契約をしている場合、いずれも可とする。)
なお、類似施設は、標準活性汚泥法により水処理を行っており、その現有処理能力が10,000m³/日以上である下水処理場（公共下水道、流域下水道に限る。）とする。
- (2) 関東地方に本店・支店・営業所のいずれかを有すること。
- (3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）による登録業者であること。
- (4) 銚子市建設工事等入札参加資格者名簿（登録業種：委託、営業種目：[大分類]施設等運転管理他）に登録されていること。
- (5) 銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び銚子市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと又は、6ヶ月以内に手形及び小切手に不渡りがないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始申立て又は、民事再生法（平成14年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てが成されていないこと。
- (9) 法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 本業務の実施にあたり必要となる次の有資格者を配置できること。
 - ア 下水道法施行令第15条の3に記載する資格条件を有する者
 - イ 電気工事士法で規定する第2種電気工事士と同等以上に資格を有する者
 - ウ 消防法で規定する危険物取扱者（甲種または乙種第4類）、防火管理講習修了者の資格を有する者
 - エ 労働安全衛生法で規定する二級ボイラー技士同等以上、玉掛け技能、ガス溶接技能講習修了者及び酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者
 - オ 浄化槽法に基づく浄化槽管理士の資格を有する者
 - カ し尿・汚泥再生処理施設技術管理士の資格を有する者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条3項に規定する技術管理者となるために環境省令で定める資格を有している者であり、かつ、財団法人日本環境衛生センターの行う廃棄物処理施設技術管理者講習（し尿・汚泥再生処理施設コース（旧し尿処理施設コース）の基礎・管理過程または管理過程）を修了した者）
- (11) 本業務の実施にあたり、業務総括責任者として次の条件を全て満たす職員を、常駐かつ専任で芦崎終末処理場に配置できること。

- ア 下水道法施行令第15条の3に記載する資格条件を有する者
- イ 類似施設の維持管理業務にて3年以上の実務経験を有する者

4 提案価格の上限

本プロポーザルの提案価格の上限は、次のとおりである。

令和2年度～令和6年度：660,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないので、留意すること。

5 業者選定スケジュール

- | | |
|------------------------------|------------------|
| (1) 本業務公告 | 【令和元年11月 1日（金）】 |
| (2) 質問書及び現場説明会・資料閲覧参加申請書受付開始 | 【令和元年11月 5日（火）】 |
| (3) 現場説明会・資料閲覧参加等申請書提出期限 | 【令和元年11月 15日（金）】 |
| (4) 現場説明会・資料閲覧 | 【令和元年11月 22日（金）】 |
| (5) 質問書の受付期限 | 【令和元年11月 29日（金）】 |
| (6) 質問書の回答 | 【令和元年12月 9日（月）】 |
| (7) 参加申請受付開始 | 【令和元年12月 10日（火）】 |
| (8) 参加申請受付期限 | 【令和元年12月 24日（火）】 |
| (9) プレゼンテーションの実施（予定） | 令和2年 1月中旬頃 |
| (10) プロポーザル選考結果通知（予定） | 令和2年 1月下旬頃 |

6 質問書の提出、質問書に対する市からの回答

【提出方法】 質問がある場合は、質問書（様式5）に質問事項を記入し、受付期間中に銚子市都市整備課あてに電子メールにて提出すること。

メールアドレス：gesuidou@city.choshi.lg.jp

【受付期間】 令和元年11月5日（火）8時30分から
令和元年11月29日（金）17時15分まで

【回答方法】 質問事項については、令和元年12月9日（月）までに銚子市のホームページ上で回答する。

【注意事項】 口頭での質問は受け付けないが、電話による受理確認は行って差し支えない。

7 現場説明会・資料閲覧参加及び資料閲覧

(1) 現場説明会・資料閲覧参加申請書受付

現場説明会・資料閲覧への参加を希望する者は、現場説明会・資料閲覧参加申請書（様式6）を受付期間中に銚子市都市整備課あてに電子メールにて提出すること。

メールアドレス：gesuidou@city.choshi.lg.jp

【受付期間】 令和元年11月5日（火）8時30分から
令和元年11月15日（金）17時15分まで

【注意事項】 口頭での参加申込は受け付けないが、電話による受理確認は行って差し支えない。

(2) 現場説明会

現場説明会については、次のとおり実施する。

ア 日時：令和元年 11 月 22 日（金） 銚子市が指定する時間

ただし、参加者数により日程の変更がありうる。

イ 場所：銚子市芦崎終末処理場（銚子市芦崎町 1102 番地）

ウ 参加人数：1 者につき、5 人までとする。（資料の閲覧を含む。）

(3) 資料閲覧

資料閲覧については、現場説明会終了後、引続き同じ場所で行う。閲覧に供する資料及び注意事項は次のとおりである。

ア 閲覧資料

① 業務委託報告書（平成 28 年度から平成 30 年度）

② 日報・月報（平成 28 年度から平成 30 年度）

イ 注意事項

① 閲覧資料は貸出及びコピーサービスは行わない。

② 資料の撮影は可とするが、本プロポーザル以外での使用は行わないこと。

8 プロポーザルによる選定とその参加申請方法

(1) 書類提出

本プロポーザルに参加をする者（以下、「参加者」とする。）は、次に示す書類を作成し、提出期間中に提出すること。

- 【提出書類】**
- ① 銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務に係る
公募型プロポーザル参加申請書（様式 1）
 - ② 申請者の概要書（様式 2）
 - ③ 様式 2 の添付書類
 - ・ 下水道処理施設維持管理業者登録を証する書類
 - ・ 納税証明書
(有効期限内のものを除き、証明書の発行日が、申請日から 3 か月以内のもの。)
 - ・ 過去 2 年度分の決算貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 関東地方に本店・支店・営業所のいずれかを有することが確認できる書類
 - ④ 類似施設等受託実績調書（様式 3）
 - ⑤ 様式 3 の添付書類
 - ・ 類似施設等受託実績を証明する契約書の写し
 - ⑥ 業務総括責任者の経歴書（様式 4）
 - ⑦ 様式 4 の添付書類
 - ・ 下水道法施行令第 15 条の 3 に記載する資格条件を有している証明する書類
 - ・ 本業務に有益な資格等を保有していれば、それを証明する書類（任意）
 - ⑧ 技術提案書
 - ⑨ 提案価格書

- 【提出部数】 ①～⑨の各正本1部・副本8部
- 【提出方法】 持参に限る。
- 【提出期間】 令和元年12月10日（火）8時30分から
令和元年12月24日（火）17時15分まで
ただし、受付は平日の8時30分から17時15分までとする。
- 【提出先】 〒288 - 8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市都市整備課下水道室下水道管理班
TEL : 0479 (24) 8196 (直通)

(2) プレゼンテーションの実施

提出された技術提案書等について、銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務にかかる業者審査委員会（以下、「委員会」という。）においてプレゼンテーションと質疑応答により審査を行う。審査の概要は次のとおり。

- 【審査日程】 審査の日時については、別途書面にて通知する。
- 【場 所】 審査の場所については、別途書面にて通知する。
- 【時間配分】 プレゼンテーションは30分以内とする。
質疑応答は10分程度とする。
- 【使用機材】 プレゼンテーションの際に必要な機材は各自用意すること。
なお、プロジェクター、スクリーンについては、市所有のものを用意するが、機器の不具合もあり得ることも申し添える。
- 【参加人数】 プレゼンテーションの参加人数は5人までとする。
なお、配置予定の業務総括責任者が参加していることが望ましい。
- 【注意事項】 プレゼンテーション時に資料の追加一切認めない。
- 【結果通知】 選考結果は書面により通知する。

9 技術提案書の作成に関する事項

- (1) A4版サイズで40枚以内（表紙・目次を含む）とすること。
- (2) 編冊はファイルとして1冊に綴じるものとする。
- (3) 表紙及び目次を除く全てのページに頁番号を付すること。
- (4) 表紙には、「銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務技術提案書」を題に「応募者名」を標記すること。
- (5) 技術提案書の内容については、次のとおり第1章から第9章までの構成で記載すること。

第1章 会社概要

会社の規模、社員数、資格者数、事業所、近隣の事業所等
類似施設の受注実績
業務総括責任者の資格、実務経験
水質基準の確保に対する考え方
会社独自（業務に対する優位性）のアピール

- 第2章 研修・訓練計画
 - 研修・訓練（人材育成）に対する考え方
 - 研修・訓練計画
- 第3章 運転操作・監視
 - 運転操作・監視にかかる方針・体制
 - 人員配置・有資格者
 - 安全管理対策
- 第4章 保守点検・整備
 - 保守点検・整備にかかる方針・体制
 - 人員配置・有資格者
 - 安全管理対策
- 第5章 水質試験・汚泥性状分析
 - 水質試験・汚泥性状分析にかかる方針・体制
 - 試験結果・分析結果の管理・活用
- 第6章 緊急時の対応・臨機の措置
 - 災害時、緊急時の対応
 - バックアップ体制
- 第7章 修繕計画・その他の業務内容
 - 修繕計画にかかる考え方
 - 清掃・除草剪定業務にかかる方針・体制
 - 見学者対応業務にかかる方針・体制
 - その他の業務
- 第8章 コスト縮減対策
- 第9章 効果的な提案

(6) 技術提案書（正本のみ）第3章及び4章の中で、「3 参加資格条件（10に掲げる資格者）」を配置しているかどうかについて、記載箇所に付箋を付すことにより、申請時に提示できる状態にすること。

10 提案価格書の作成に関する事項

- (1) 提案価格は、仕様書及び特記仕様書の事項や技術提案の内容を遂行するため、必要な価格を漏れなく計上すること。
- (2) 提案価格書は、任意様式とするが、金抜設計書に準拠した内訳書を添付しなければならない。
- (3) 必要に応じて代価表を添付すること。
- (4) 提案価格は、本要領に記載されている上限価格を上回ってはならない。

11 審査項目

本プロポーザルの評価項目については、次のとおりである。

詳細は、別紙「銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務プロポーザル審査基準」及び「銚子市

「芦崎終末処理場等包括的維持管理業務プロポーザル審査表」を参照すること。

	審 査 項 目	配 点
技術評価点 (技術提案書)	会社の信頼性・取組姿勢に関する事項 ・会社の実績等 ・業務総括責任者 ・取組姿勢	35点
	業務に関する事項 ・業務内に対する理解度・優位性 ・研修・訓練計画 ・運転操作監視 ・保守点検・整備 ・水質試験・汚泥性状分析 ・緊急時の対応・臨機の措置 ・修繕計画・その他の業務内容 ・コスト縮減対策 ・効果的な提案	85点
価格評価点 (提案価格書)	本業務に対する提案価格 ・適正価格の確認 ・業務内容と内訳書項目の整合性	80点
総合評価点 (計)	技術評価点+価格評価点	200点

12 契約方法

審査により決定した受託候補者と業務内容及び契約金額について契約交渉を行う。予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合に、契約を締結することとする。ただし、この協議が不調に終わったときは、受託候補者の決定を取り消し、次の順位の参加者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格条件を全て満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出すべき書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本業務の履行が著しく困難だと認められる場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案価格の上限を超過した提案を行った場合
- (7) その他、プロポーザルの中で著しく信義に反する行為等により委員会が失格と認める場合

14 その他

- (1) 審査結果は、参加者へ書面により通知する。なお、他者の提案内容及びこれに基づく本市の相対的評価については公開しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類の追加・訂正・変更は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに際し、審査終了まで銚子市都市整備課への営業活動には応じない。
- (5) 本プロポーザルの辞退は自由であり、辞退した場合であっても、今後の業者選定等で不利益になることはない。
- (6) 本プロポーザルに際し、提出された書類については、今回の選定以外の目的には使用しない。